

令和5年11月15日
都市整備政策部住宅管理課

世田谷区営住宅の使用料の支払に係る訴えの提起について

1 主旨

本件は、区営住宅の使用料の滞納に関し、合意書を取り交わしたが、支払いが履行されないため、専決処分を得たうえで元使用者及び元使用者の妻を被告として、滞納使用料の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

2 これまでの経緯

平成10年3月 本件住宅へ入居。

平成15年 滞納が始まり、納付誓約書を受領するも履行されず、文書、電話
～平成27年 訪問による督促を行うが、滞納が繰り返された。

平成27年4月 使用者世帯が収入超過世帯に認定され、使用料が近傍同種家賃と同額になったことから、滞納額の高額化を防ぐため督促を行うが、滞納が繰り返された。

平成28年5月 本件住宅を自主退去。

平成28年8月 面談を行い、合意書及び分納誓約書を取り交わすも履行されず、令
～令和3年 和2年以降は3回分が支払われたのみで、督促にも応じなくなる。

令和3年10月 元使用者と連絡が取れない状況が続いたため、弁護士に対応を委任
～令和4年 し、文書督促を行ったところ、元使用者より連絡があり滞納の一部
が支払われたが、令和4年11月を最後に納付なし。

令和5年6月 再三の督促にも関わらず、合意書及び分納誓約書に基づく納付が履
行されないため、訴訟の提起に向け、弁護士と協議を開始。

3 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 元使用者 [REDACTED] 在住

元使用者の妻 [REDACTED] 在住

訴えの要旨

- (1) 被告らは、原告に対し、滞納金1,943,650円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 専決処分・東京地方裁判所へ訴訟を提起

2月 都市整備常任委員会（専決処分の報告）

第1回区議会定例会（専決処分の報告）